

岐阜県公報

目次

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程
岐阜県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程

(水道企業課)
(同) 二

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業組織規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「課」の下に「及び係」を加え、同条中「置く」を「置き、水道企業課の事務を分掌させるため、同課に管理調整係、県営水道係及び工業用水係を置く」に改める。

第三条の表課名の項中「課名」を「課」に改める。
第六条の見出し中「及び場」を「場及び係」に改め、同条第一項を次のように改める。

水道事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係、契約係
企画工務課	企画調整係、工務第一係、工務第二係
水質管理課	企画検査係、水質第一係、水質第二係

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十四年四月一日

第六条第二項の表を次のように改める。

浄水場		位置
一	岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場	中津川市
二	岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場	美濃加茂市
三	岐阜県東部広域水道事務所川合浄水場	可児市

3 第六条に次の一項を加える。

前項の浄水場に浄水係及び施設管理係を置く。
第七条第一項の表を次のように改める。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務及び会計事務に関すること。 2 工事その他の契約に関すること。 3 資産の取得、管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。 4 所内の他の所掌に属さない事務に関すること。
二 企画工務課	1 所内の技術的な企画及び事業調整に関すること。 2 施設の建設に関すること。
三 水質管理課	1 水質の管理及び検査に関すること。 2 水処理に関する試験研究、調査及び指導に関すること。

第七条第二項第一号中「及び浄水施設」を「浄水及び送水施設」に改め、同項第二号中「及び浄水」を「浄水及び送水」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 可茂地区の工業用水道の建設及び維持管理並びに工業用水の供給に関すること（岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場に限る。）。

第九条第一項の表課、所名の項中「課、所名」を「課等」に改め、同表水道企業課の部県営水道企画監の項中「県営水道企画監」を「県営水道経営企画監」に、「の企画」を「の経営企画」に改め、同表都市政策課、水道企業課及び水道事務所の部中技術課長補佐の項の次に次のように加える。

係長 上司の命を受け、担任事務を処理する。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

岐阜県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第二号

岐阜県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業事務決裁規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「については」を「については、次項に定めるもののほか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 水道事務所において個別的に処理させる事務で、浄水場長が専決することができる事項は、次の表のとおりとする。

事務の種類	浄水場長専決事項
一 上水道用水の供給等に関する事務	1 毒物、劇物の流入及び大規模地震等の緊急時における給水の制限若しくは停止又はこれらについての通知 2 天災その他の事故により、上水道施設及び工業用水道施設に損害を受けた場合の当該施設の応急復旧に関する事務

附則
この規程は、公布の日から施行する。